

一般社団法人横須賀市薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横須賀市薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、薬剤師及び薬学又は薬業に関する者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展と会員相互の連携、親睦を図ることにより、地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事項
- (2) 薬剤師の職能に関する事項
- (3) 公衆衛生の普及に関する事項
- (4) 薬事衛生の改善に関する事項
- (5) 医薬品の適正使用に関する事項
- (6) 保険医療に関する事項
- (7) 大規模災害等発生時に対応する事項
- (8) 医薬品及び医薬資材の流通の適正化に関する事項
- (9) 救急医療に対応、協力する事項
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、神奈川県横須賀市において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であつて、現に横須賀市内に居住又は勤務し、この法人の目的及び事業に賛同する者
- (2) 賛助会員 非薬剤師及び現に横須賀市内に居住又は勤務しない薬剤師であつて、この法人の目的及び事業に賛同する者
- (3) 名誉会員 本会に功労のあつたものとして総会にて認められた者

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより会長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定において入会を承認したときは、理事会にその旨を報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を説明無く次事業年度の開始日までに履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(抛出金の不返還)

第11条 すでに納入された入会金、会費その他の抛出金は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款及び細則で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年一回6月に開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面又は代理人による議決権の行使)

第 19 条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の規定にもとづき書面又は代理人による議決権の行使をした者は、前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14 名以上 25 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち 3 名以内を副会長とする。
- 4 第 2 項の会長をもって一般社団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱し、相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、この法人に出席して意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役の報酬)

第 29 条 顧問及び相談役は、無報酬とする。

(事務局)

第 30 条 この法人に事務処理をするための事務局を設置することができる。

2 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決をもって別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第 33 条 この法人の理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。定時理事会は、毎月 1 回(1 月を除く)開催するほか、臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 職種部会及び団体契約

(職種部会)

第 38 条 この法人の会務及び事業運営を円滑にするため、会員の中で職種を同じくする者によって、理事会の決議を経て、職種部会を組織することができる。

2 職種部会に関する事項は、別に理事会において定める。

(団体契約)

第 39 条 この法人は、社会保険医療、公衆衛生等に関し必要な場合は、理事会の決議を経て、団体契約を結ぶことができる。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(余剰金の分配の禁止)

第43条 本会は、余剰金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(解散に伴う贈与)

第46条 この法人は、解散にあたりその残余財産を総会の決議を経て、公益性の認められる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法において行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(理事会への委任)

第48条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(附則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は高橋達也とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この写しは、定款の原本と相違ないことを証明します。

令和4年7月27日

神奈川県横須賀市日の出町2-3-2

一般社団法人横須賀市薬剤師会

代表理事 荒木 稔

一般社団法人 横須賀市薬剤師会定款施行細則

第1章 会 員

第1条 本会の会員になろうとする者は、次の書類を添え、会長に届け出なければならない。

- (1) 本会所定の入会申込書
- (2) 履歴書(賛助会員非薬剤師のみ)

第2条 会長は前条の規定による申込を受けたときは会員名簿に登録し会員に通知するものとする。

第3条 開設者は管理薬剤師が入会するよう努める。

第4条 定款第7条の規定に基づく会費は別表(I)によるものとし、指定された期間内に本会に納入しなければならない。

- 2 入会日が会期の半分以上を越えていた場合、入会金を除き初年度会費を半額とする。
- 3 会費等の請求に対し、会期を越えてなお未納の会員に対しては、該当会期以後の会費請求に掛かった費用を再請求時に上乗せして請求できるものとする。

第5条 名誉会員は横須賀市薬剤師会の会費を徴収しない。

第6条 会員が氏名・住所・電話番号・FAX 番号・業務及び勤務場所等を変更したときは、速に所定の用紙に記入し、本会に届け出なければならない。

第7条 会員が退会しようとするときも第6条に準ずる。

第8条 会員が休会しようとするときも第6条に準ずる。

- 2 休会は開設者のみが行え、会長の許可を要する。
- 3 休会中の情報伝達等は勤務者の会員に準ずる。
- 4 休会中の会費は勤務者と同等とする。また会期の半分以上を越えている時点で休会を解く場合は会費を半額とする。

第9条 本細則に定めるものの他本章各条に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

第2章 部及び委員会

第10条 本会に会務及び事業を遂行するため次の部を設ける。

- (1) 総務部 庶務・渉外・その他いずれの部に属さない事項を掌る。
- (2) 会計部 会計に関する事項を掌る。
- (3) 広報部 広報活動に関する事項を掌る。
- (4) 厚生部 会員の厚生福祉に関する事項を掌る。
- (5) 学術部 薬学及び技術の進歩発展に関する事項を掌る。
- (6) 学校薬剤師部 学校保健並びに環境・公衆衛生に関する事項を掌る。
- (7) 地域保健部 地域住民の健康増進に関する事項を掌る。
- (8) 医療保険部 地域医療および医療保険に関する事項を掌る。

第11条 各部の部長は会長が理事の中より指名する。

第12条 必要あるときは理事会の議決を経て、本会に委員を置くことができる。

- 2 委員会の委員は会員中から会長が理事会の議決を経て委嘱する。その任期は定款の役員の任期に準ずる。

第13条 委員会に委員長1名を置く、また必要に応じて副委員長1名を置くことができる。委員長及び副委員長は委員の中から選任される。

- 2 委員長は委員会の議長となり、会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長事故あるときはその代理となる。
- 4 委員長は必要ときは理事会に出席して意見を述べることができる。

第14条 本細則に定めるものの他委員会の運営に関し、必要な事項は会長の承認を得て、当該委員会によって定める。

第3章 職種部会

第15条 定款第38条の規定による職種部会は会長の委嘱を受けてその職種に関する会務又は事業の一部を執行する。

- 2 職種部会に部会長1名、副部会長及び幹事若干名を置くことができる。
- 3 部会長は本会理事から職種部会の推薦により会長が指名し、副部会長、幹事は部会員中より部会長が選任する。
- 4 職種部会は理事会の承認を得てその職種名を冠した薬剤師会と称することができる。

第4章 その他

第16条 本会の業務を監査する外部監査人を1名おくことができる。

- 2 外部監査人は、本会会員以外の個人で理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 外部監査人は、本会事業の全般を監査する。

第17条 本細則を変更しようとするときは総会の議決を経なければならない。

附 則

第18条 本細則は平成29年7月1日より効力を発生する。

[別表] I

定款第7条の規定に基づく入会金は下記とする。

一般社団法人 横須賀市薬剤師会 入会金

1. 開設者 ¥50,000

定款第7条の規定に基づく会費は下記とする。

一般社団法人 横須賀市薬剤師会 会費(年額)

		正会員(a)	賛助会員(b)
I	保険薬局 開設者	¥55,000	¥55,000
II	保険薬局以外の開設者 (*注)	¥45,000	¥45,000
III	勤務者、無職者等上記以外の者	¥17,000	¥17,000

(*注) 一般販売業等